

ルール炭鉱業における労資関係の展開

—— ドイツ革命の史的前提 —— (I)

野 村 正 實

目 次

- I. ヘル・イム・ハウゼの労資関係の端緒的解体——1889年ストライキ——
 - 1. 1889年ストライキの経過
 - a. 発端
 - b. 労働者の要求
 - c. 資本家の対応
 - d. 国家の介入
 - 2. 1889年ストライキの直接的影響
 - a. 法的枠組の修正
 - α. 「1892年改正プロイセン鉱業法」
 - β. 鉱業裁判所の設立
 - b. 労働組合の結成
 - α. 「旧組合」と「キリスト教鉱夫組合」
 - β. 「ポーランド人職業組合」
 - c. 資本家
 - α. 「ストライキ保険連盟」の結成
 - β. 「共通就業規則」の制定
 - 3. 1889年ストライキ後の労資関係
- II. ヘル・イム・ハウゼの労資関係の本格的解体——1905年ストライキ——
 - 1. 1905年ストライキの経過
 - 2. 1905年ストライキの直接的影響
 - 3. 労働者委員会の構造と機能
 - 4. 1912年「三角同盟」ストライキ
- III. 綜括

はじめに

本稿の課題は、旧稿を前提として、1889年ストライキから第一次大戦（1914年）までの時期におけるルール炭鉱業の労資関係を、歴史的に把握することである。

すでに旧稿で述べたように、18世紀後半から19世紀前半までのルール炭鉱業の労資関係は、身分的「労資」関係として特徴づけられるものであった。しかし、ドイツ産業革命の進展を背景として、1850年代のいわゆる「自由主義的」改革によって、ルール炭鉱業の労資関係は、資本主義的なヘル・イム・ハウゼの労資関係へと一挙的に移行した。

ヘル・イム・ハウゼ的労資関係とは、(1) 労資の法的平等を前提とした上で、労働力の売買が労資間の自由な個別的労働契約によっておこなわれる、(2) 経営内において資本の専制が貫徹する、という労資関係を意味している。

あらためていうまでもなく、ヘル・イム・ハウゼ的労資関係という概念は労資関係の実体を意味しているものであり、ヘル・イム・ハウゼ的観点（Herrim-Hause-Standpunkt）と区別されねばならない。ヘル・イム・ハウゼ的観点とは、ヘル・イム・ハウゼ的労資関係を最善の労資関係であるとする考え方または態度を意味している。したがって、ヘル・イム・ハウゼ的労資関係が解体しはじめているにもかかわらず、資本家がヘル・イム・ハウゼ的観点を主張しつづけるという事態は、十分におこりうるし、また現実におこったのである。わが国における従来の通説は、具体的な内容を確定することなくヘル・イム・ハウゼ的観点を「家父長的観点」と訳し、さらに、資本家がヘル・イム・ハウゼ的観点を主張していたという事実から、実体としての「家父長的労働関係」の存在を推定するという二重の誤まりをおかしていた。

1889年ストライキ以前の労資関係を対象とした旧稿とそれ以後を対象とし

(1) 拙稿「ルール炭鉱業における労資関係の形成」社会政策学会年報第21集『日本経済と雇用・失業問題』（御茶の水書房、1977）

第一次大戦前におけるルール炭鉱業の労資関係 (第1図)

	法的枠組	労働	資本
身分的「労資」関係	「修正クレーフェ=マル 「ク鉱業条例」(1766年) 「一般特権令」(1767年) 「クナップシャフト令」 (1824年)	特権の身分の鉱夫 雇傭保証 8時間労働 鉱山官吏による賃銀決定 クナップシャフト金庫 による社会保障 非特権的鉱夫	独自の権限の欠如
1850年代の「自由主義的」改革			
ヘルミムハウゼ的労資関係	「1865年プロイセン鉱業 法」 自由な個別的労働契約 「社会主義者鎮圧法」 (1878年)	若干の個別的争議 1872年エッセン地区のス トライキ	住宅建設の開始 「ルール鉱業協会」結 成 (1858年)
	1889年ストライキ		
端的 ハウゼ的 労資 関係	「1892年改正プロイセン 鉱業法」 労働者委員会設置の推 奨 ドルトムント鉱業裁判所 の設置 (1893年)	「旧組合」結成(1889年) 「キリスト教鉱夫組合」 結成 (1894年) 「ポーランド人職業組合」 結成 (1902年)	「ストライキ保険連 盟」結成 (1890年) 共通就業規則の制定 (1890年)
	1905年ストライキ		
本格的 ハウゼ的 労資 関係	「1905年改正プロイセン 鉱業法」 労働者委員会の強制的 設置 「1909年改正プロイセン 鉱業法」 保安委員制度の導入	「係員組合」結成 (1907年) 1912年「三角同盟」スト ライキ	「ルール炭鉱連盟」結 成 (1908年) ストライキ保険の継 続 職業紹介所設立 (1910年) 会社御用組合の育成 (1910年から)
	第一次大戦		

た本稿との関連を明確にするために、また、本稿の以下の叙述の理解を容易ならしむるために、ルール炭鉱業における労資関係の展開を綜括的に示す第1図を掲げておこう。

I. ヘル・イム・ハウゼの労資関係の端緒的解体

——1889年ストライキ——

1. 1889年ストライキの経過

a. 発端

1850年代の一連の「自由主義的」改革が終了してからおよそ30年近くたった1889年、ルール炭鉱地帯に大ストライキが勃発した。ストライキは他地方の炭鉱にも飛び火し、ドイツ資本主義を大きく揺ぶることとなった。

ルール地方には、すでに1860年代から、親睦を旨とする鉱夫団体 (Knappervereine) が多数存在していた。それらは、大別すれば、カトリック鉱夫団体 (katholische Knappervereine)、福音派鉱夫団体 (evangelische Knappervereine)、特定の宗派にとらわれない自由鉱夫団体 (freie oder gemischte Knappervereine) の三つに分かれていた。自由鉱夫団体においては、社会民主主義者も活動していた。1878年の社会主義者鎮圧法は、鉱夫団体には適用されなかった。同法がまだ存続していた1888年、自由鉱夫団体を中心とした鉱夫団体の間に、クナップシャフトの改革をめざす運動が始まり、翌1889年に入ると、労働条件の改善をめざす運動へと発展していった。そして3月10日の鉱夫集会において初めて賃上げ要求が確認され、さらに4月7日(8日という説もある)の鉱夫集会において、15パーセントの賃上げ、入出坑を含む8時間労働、通気の改善などの要求が確認された。その後ルール地方において相次いで開かれた鉱夫集会において、同様の要求が提出された。こうした運動の指導者たちはストライキに反対していたが、5月3日、ルール地方北部の若い運搬夫や馬方が突如ストライキに突入した。そしてストラ

イキは、労働者と警察・軍隊との衝突を契機に、ルール地方全域に拡大していった⁽¹⁾ (その規模については第1表を、その経過については第2表を参照)。

1889年ストライキ (第1表)

ストライキ参加者数		入坑者数			
月 日	参加者数	月 日	入坑者数	月 日	入坑者数
5月3日	4-5,000 ^人	5月16日	10,000 ^人	24日	74,991
4日	4-5,000	17日	30,296	25日	70,012
5日	日曜日	18日	34,910	26日	日曜日
6日	35,000	19日	日曜日	27日	65,034
7日	40,000	20日	37,017	28日	73,415
8日	40,000	21日	73,995	29日	78,994
9日	70,000	22日	?	30日	休日
10日	81,000	23日	76,101	31日	ほぼ全員
11日	81,000				
12日	日曜日				
13日	90,000 ^強				

出典, Karl Oldenberg, *Studien zur Rheinisch=Westfälischen Bergarbeiterbewegung*, S. 85.

1889年ストライキの経過 (第2表)

4月7日	「委員会」, 各炭鉱経営指導部に要望書を送付
5月3日	ストライキ開始
4日	ヒベルニア会社でストライキ参加者と警察・国家警察との衝突
5日	軍隊の出動
7日	軍隊とストライキ参加者との衝突。3人死亡, 4人負傷。
8日	軍隊の発砲, 3人射殺, 6人負傷。
	ポッフム地区40炭鉱経営指導部代表の決議
9日	ドルストフェルトにおける鉱夫集会, 皇帝への鉱夫代表派遣決定
10日	ヴェストファーレン州知事ハーゲマイスターの声明
11日	「ルール鉱業協会」決議
14日	皇帝, ルール鉱夫代表に謁見
15日	皇帝, 「ルール鉱業協会」代表に謁見
	「ベルリン議定書」調印
18日	「ルール鉱業協会」声明
19日	ポッフムにおける鉱夫集会
21日	「委員会」声明
23日	「ルール鉱業協会」声明
25日	「委員会」, ストライキ再開声明
29日	「委員会」, ストライキ終了声明

(1) 1889年ストライキの概括的叙述については, Max Jürgen Koch, *Die Bergarbeiterbewegung im Ruhrgebiet zur Zeit Wilhelms II. (1889-1914)*, Düsseldorf 1954, S. 33-51.

b. 労働者の要求

ストライキにおける鉱夫の要求は、多岐にわたっていた。ストライキ終了後、プロイセン内務相およびプロイセン公共事業相の委託によっておこなわれた調査⁽²⁾によれば、ルール鉱夫の要求・不満は、次の諸点にあった。

(1) 賃銀

(a) 賃銀が低い

(b) 請負賃銀の破棄 (Abreißen der Gedinge)⁽³⁾(c) 欠損炭 (Füllkohle) 制度⁽⁴⁾

(2) この調査報告書は、1890年に公刊された。*Denkschrift über die Untersuchung der Arbeiter= und Betriebs=Verhältnisse in den Steinkohlen= Bezirken*, Bearbeitet im Auftrage der Minister der öffentlichen Arbeiten und des Innern, Berlin 1890. (以下、*Denkschrift* と略記して引用) がそれである。しかし、この調査報告を無批判的に信用してはならない。その点については Max Quarck, „Die Preussische Bergarbeiterenquête vom Jahre 1899“, *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, Bd. 3 (1890), S. 162—179.

(3) 坑内夫の請負賃銀率は、切羽ごとに毎月切羽坑夫組長と坑内職員との口頭による約束によって決められる。ルール炭鉱における多くの就業規則は、請負賃銀について不十分な規定しか有していず、「請負賃銀は技師長 (Betriebsführer) またはその代理人によって決定される」とのみ書かれているのが一般的であった。もともとは技師長が各切羽を見て歩き、請負賃銀率を決定していたのであるが、炭鉱の規模の巨大化とともに、そうしたことは時間的に不可能となった。そこで、技師長の配下の坑内係員がその任にあたるようになった。そして技師長は、係員が決定した請負賃銀率を当該月の中旬に点検し、一定以上の高さの請負賃銀率については、それを一方的に切り下げたのである。こうした事態が、請負賃銀の破棄と呼ばれた。経営側は、係員が決定した請負賃銀率は仮のものにすぎず、技師長がその決定の最終的権限を有していると主張し、請負賃銀の破棄を正当化していた。(*Denkschrift*, S. 9—11. ; Karl Oldenberg, *Studien zur Rheinisch=Westfälischen Bergarbeiterbewegung*, Leipzig 1890, S. 42—44.)

(4) 搬出された石炭は、すべてそのまま販売または自己消費されるのではない。本来「ヌレン」とされるべき炭車が誤まって正常な炭車とされた場合、大きな石炭塊にボタが含まれていた場合、坑外積込み作業の時の落ちこぼし、湿式選炭の時に生じる脱落などによって、搬出された石炭量と販売・自己消費される石炭量との間に欠損炭 (Füllkohle) がでる。そして、たとえばある炭鉱のある一定期間に搬出された石炭が100トン、実際に販売・自己消費された石炭が95トンであった場合、欠損炭率は5パーセントと計算され、採炭にたずさわった鉱夫の賃銀は、一律5パーセント差し引かれた。(*Denkschrift*, S. 31. ; K. Oldenberg, *op. cit.*, S. 47.)

(2) 労働時間

- (a) 入出坑を含む 8 時間労働の要求⁽⁵⁾
- (b) 残業の規制要求

(3) 罰則

- (a) 「ヌレン」⁽⁶⁾
- (b) 罰金の使用方法⁽⁷⁾

(4) 労働過程

- (a) 炭車の容量の不統一
- (b) 通気が悪い
- (c) 坑木・レールの坑内搬入⁽⁸⁾

- (5) 「監督原則」時代には、一作業方は 8 時間と規定されていた。その当時の炭鉱は、規模の小さな横坑または斜坑であったため、入出坑を含めての 8 時間労働が、事実上実現されていた。1850年代の「自由主義的」改革が終了した後も、一作業方の労働時間は 8 時間が普通であり、8 時間半・9 時間さらには 9 時間半という労働時間は、少数の炭鉱でおこなわれていたにすぎない。しかし、1850年代以降に発展したルール地方北部の大炭鉱は、深い堅坑であったため、入出坑に時間がかかった。それは、1889年ストライキの直前の時期には、往復が 1 時間から 2 時間にもなっていた。(Denkschrift, S. 20—21.; K. Oldenberg, *op. cit.*, S. 50—51.)
- (6) 搬出された炭車が十分な量の石炭を積込んでいない場合、または規定以上のボタを積んでいた場合、その炭車は坑口の係員によって無効とされた。これが「ヌレン」である。「ヌレン」とされた場合、正常な積込みをした炭車に支払われるべき賃銀の一部または全部が没収された。そして、その炭車の石炭は、炭鉱のボイラー燃料として使われたり、「ヌレン」を減らすために不十分な積込をした他の炭車への補充に回されたり、さらには欠損炭率を下げるのに用いられた。同一の坑夫組が「ヌレン」を繰り返した場合、罰として、正常な積込をした炭車を「ヌレン」とすることも時々おこなわれた。「ヌレン」とともに罰金を課した例さえもあった。鉱夫の不満は、「ヌレン」それ自体に対してではなく、(1)回数が多すぎる、(2)不十分な積込に対する罰としては重すぎる、(3)若干の炭鉱では「ヌレン」とされた炭車の石炭を、雇主が自分の利益のために使用し、その分の賃銀を支払っていない、(4)炭車の積込が本当に不十分であったかどうかを鉱夫が知りえない、という点に向けられていた。(Denkschrift, S. 27—28.; K. Oldenberg, *op. cit.*, S. 45—47.)
- (7) 鉱夫から徴収された罰金は、そのほとんどが、企業福利施設としての企業内共済金庫 (Unterstützungskasse) の基金として使用された。しかし鉱夫は、共済金庫の運営に参加できず、またその基金がどのように使われたのかも知ることができなかった。そこに鉱夫の不満があった。(Denkschrift, S. 33—34.)
- (8) いくつかの炭鉱では、坑内夫は、作業を終えて出坑後、翌日使用する坑木やレー

- (d) 係員 (Steiger) の横暴な態度
- (5) 従業員の福利
 - (a) 企業内売店・社宅の管理運営の改善要求
 - (b) 坑口浴室 (Waschkau) の改善要求
 - (c) 鉱夫の自家用燃料炭の原価販売要求⁽⁹⁾
- (6) その他
 - (a) クナップシャフトの改革要求
 - (b) 公正な離職証明書 (Abkehrschein) 要求⁽¹⁰⁾
 - (c) 請負企業の改革要求⁽¹¹⁾

ルを倉庫から坑口まで運んでおかなければならなかった。これに要する時間は労働時間に算入されなかったし、また雨の日にはびしょ濡れになった。そのため、こうしたことのおこなわれていた炭鉱の坑内夫は、他の炭鉱のようにその作業をそれ専門の労働者におこなわせるよう要求したのである。要求をつきつけられた雇主は、ただちにそれを受け入れた。(Denkschrift, S. 37.; K. Oldenberg, *op. cit.*, S. 59.)

- (9) 「監督原則」時代、既婚鉱夫は、自家用燃料炭を無料で、少し後には原価で入手していた。1850年代の「自由主義的」改革を経た後も、そうした慣行は維持された。しかし次第に、炭価が下落した場合、既婚鉱夫用の炭価を引き下げる炭鉱と引き下げない炭鉱とに分かれた。後者の炭鉱の鉱夫は、その点に不満を持っていた。(Denkschrift, S. 36.; K. Oldenberg, *op. cit.*, S. 40.)
- (10) 「1865年プロイセン鉱業法」第84条によれば、雇主は、離職する成人鉱夫に対して、雇傭期間と職務内容を記した離職証明書を発行する義務があった。さらに同法第85条によれば、以前に鉱山で働いた経験のある労働者は、鉱山への就職に際し、その離職証明書を提示しなければならなかった。1889年ストライキの前に、鉱夫の間、不穏な鉱夫を締め出すために雇主たちが共謀しており、第三者には気づかれぬような記号を離職証明書に書き込んでいる、という噂が広まっていた。プロイセン政府の調査報告は、その噂は事実無根だとしている。(Denkschrift, S. 40.)
- (11) ルール炭鉱における雇傭形態は、そのほとんどが直接雇傭であった。しかし、主として岩石掘進作業の分野に、少数ながら請負企業が存在していた。請負企業の存在は、1860年代にさかのぼることができると言われていたが、その詳細は不明である。やや後の数字になるが、ドルトムント上級鉱山監督局区において岩石掘進作業を請負う企業は、1895年6月に12企業885人労働者(全鉱夫数に対する割合は0.53パーセント)、1908年に19企業4206人労働者(同1.26パーセント)であった(Wilhelm Pieper, *Die Vergebung von Gruben-Gesteinarbeiten an besondere „Unternehmer“ im Ruhr-Lippe-Steinkohlenbergbau*, Jena 1919, S. 81.)。請負企業に関する鉱夫の不満は、次の点にあった。(1)請負企業で働く坑内夫の賃銀は、普通の坑内夫よりも高かった。しかるに、請負企業坑内夫はほとんどが外国

(d) 炭鉱から鉱夫に売り渡される作業用具の価格についての不満

c. 資本家の対応

ストライキの拡大に対し、資本家側は、どのような対応を示したのであるうか。9万人以上もの参加者数を示した大争議に対して、個別炭鉱ごとに対応することは、まったく不可能であった。そして、この大争議に対応しうるルール炭鉱資本家の団体は、「ルール鉱業協会」(Verein für die bergbaulichen Interessen im Oberbergamtsbezirk Dortmund) 以外になかった。「ルール鉱業協会」は、一連の「自由主義的」改革が進行している1858年、ルール地方の「鉱業と鉱業人との全般的な利益を、共同討議と共同行動とによって推進する」⁽¹²⁾ために結成された。「協会」は、またたくまにルール地方のほとんどの炭鉱を組織化することに成功した。「協会」は、経済問題を扱う資本家団体であり、労働問題に対処すべく予定されていたのではない。それは、ルール炭鉱資本家のヘル・イム・ハウゼ的観点からして当然のことであった。なぜならば、労働力の売買は個別的になされるはずであり、そして個別経営内においては個別資本家が専制者となるからである。そこには、労働問題を扱う資本家団体の成立する余地はなかった。しかし、1889年ストラキは、「ルール鉱業協会」をして、労働問題における一方の当事者たらしめたのであった。

5月11日、ストライキに対処すべく、「ルール鉱業協会」は声明を発表した。それは、次の諸点からなっていた。⁽¹³⁾

人、とりわけイタリヤ人であった。(2)請負企業家は、しばしば賃銀をごまかしたり、賃銀を支払わないまま逃亡したりした。(Denkschrift, S. 36.; K. Oldenberg, *op. cit.*, S. 48—49.) なお、1889年ストライキ以降の請負企業制の規制については、W. Pieper, *op. cit.*, S. 67ff. を参照。

(12) Friedrich Schunder, *Tradition und Fortschritt. Hundert Jahre Gemeinschaftsarbeit im Ruhrbergbau*, Stuttgart 1959, S. 34.

(13) Otto Hue, *Die Bergarbeiter. Historische Darstellung der Bergarbeiter = Verhältnisse von der ältesten bis in die neueste Zeit*, Bd. 2, Stuttgart 1913, S. 360—361.

- (1) 今回のストライキは、解約告知義務を無視した違法ストライキである。
- (2) ルール炭鉱業の労働時間は、ヨーロッパ大陸の鉱業地帯のなかでもっとも短い。賃銀も、ドイツの炭鉱業のなかでもっとも高い。さらに、前年から炭価が上昇しているから、賃銀はそれにもなまって上昇するであろう。
- (3) 年長で真面目な鉱夫は以上のことを知っていたが、若い鉱夫の煽動と脅迫とともにストライキに引き込まれた。
- (4) ストライキは違法であるが、その長期化は祖国の広汎な層に重大な結果をもたらすことを考慮し、次のことを約束する。すなわち、労務の再開を条件に賃銀の引き上げを承認する。とは言え、すべての鉱夫の賃銀を一律に引き上げることは、不可能かつナンセンスである。したがって、それを約束することはできない。
- (5) 労働時間短縮の要求は、正当な根拠がない。

この声明は、ストライキに対して、事実上、なんらの譲歩もしていなかった。なぜならば、労働時間短縮要求は全面的に拒否されていた。賃銀については、たしかに引き上げを約束していたものの、それは炭価の上昇にスライドさせるというものであり、また、具体的な引き上げ交渉は個別経営において個別的になされるとしていたからである。そこには、ヘル・イム・ハウゼ的観点の修正を示すものはなにもない。

鉱夫はストライキという手段によって労働条件を集团的に規制しようとしたのに対し、資本家はヘル・イム・ハウゼ的観点を堅持していた。そこに、妥協の余地はなかった。ストライキの成行は、国家の出方にかかることになった。

a. 国家の介入

1889年ストライキの中心地は、ルール地方北部であった。北部においてはストライキの勃発した翌日（5月4日）、早くも警官と鉱夫とが衝突した。

翌5日、軍隊が出動し、7日と8日には、軍隊の発砲によってそれぞれ3名の鉱夫が射殺された。⁽¹⁴⁾ 5月10日、ルール地方北部を管轄するヴェストファーレン州知事ハーゲマイスター (Oberpräsident, von Hagemester) は声明を発表し、自己の立場を公式に明らかにした。⁽¹⁵⁾ 州知事は言う、ストライキそれ自体は犯罪ではない。しかし、強制・脅迫・名誉毀損その他の手段によって他人をストライキに参加せしめることは犯罪である (帝国営業法 第152条・第153条)。さらに、州知事は、次のように確言する、「賃銀率の決定は、労資間の相互協定の問題であり、国家官庁は、ストライキ中の鉱夫によって提出されている賃銀引き上げ要求について、判断を下す立場にない」。州知事の声明の意味するものは、きわめて明白である。それは、ストライキに対して、ヘル・イム・ハウゼの労資関係を維持せんとしたものであった。

ここで注目し得るのは、主としてルール地方南部を管轄していたラインラント州デュッセルドルフ県知事ベルレプシュ (Regierungspräsident, Hans Freiherr von Berlepsch) の対応の仕方である。彼は軍隊の出動に反対し続けた。それは、たしかに、ルール地方南部は北部に比して平穏であったという客観的事実を背景として主張されえたのであったが、また同時に、彼の社会改良的思考の帰結でもあった。彼は、大争議を眼前にして、労資間の交渉機構・争議調停機構がまったく欠如していることを痛感した。⁽¹⁶⁾ 交渉機構・争議調停機構をつくり出すという彼の思考は、ヘル・イム・ハウゼの労資関係を否定するものであった。一県知事にすぎなかった彼は、1889年ストライキそのものに対しては、直接的影響を与えることができなかった。しかし彼は1889年10月にラインラント州知事に任命され、さらに翌1890年2月、プロイセン商工相に抜擢された。彼は、政策決定に関与しうる立場を手に入れたの

(14) *Ibid.*, S. 357.

(15) 声明全文は、Gustav Natorp, *Der Ausstand der Bergarbeiter im Niederrheinisch=Westfälischen Industriebezirk*, Essen 1889, S. 19.

(16) Hans Freiherr von Berlepsch, *Sozialpolitische Erfahrungen und Erinnerungen*, M. Gladbach 1925, S. 24—25.

である。彼の手になる「1892年改正プロイセン鉱業法」については、後段で触れるであろう。

ベルレプシュの社会改良的思考があったとは言え、全体として地方官僚はストライキに対する調停的介入を拒否した。しかし、ストライキの帰趨は、5月9日ドルストフェルトで開かれた鉱夫集会が皇帝の下への鉱夫代表派遣を決定したことによって、急転回をとげた。

鉱夫代表との謁見問題をふまえて、若き皇帝ヴィルヘルム二世は、5月12日の閣議の席上、ルール鉱夫ストライキに対する態度を表明した。それは、1890年「2月勅令」、さらに「1892年改正プロイセン鉱業法」につらなるものとして重要である。皇帝の考えは、次のようなものであった。⁽¹⁷⁾

- (1) 禍の根源は、大部分の炭鉱が、外国資本によって動く株式会社であることにある。それらは、高利潤を唯一の目的としており、労働者の福利や状態に注意を払わない。
- (2) 今から14日も前に運動の兆候が認められていたにもかかわらず、官庁は、労働者の正当な要求を承認 (Entgegenkommen) することによってそれを防ぐということを怠った。
- (3) 全般的労務停止は6月におきるはずであったが、時期尚早におきてしまった。
- (4) 運動は、社会民主主義者の運動ではない。雇主に、労働者の正当な要求を承認するよう圧力をかける必要がある。
- (5) 労務停止は即時に中止されねばならない。鉄道および艦隊の活動が不可能になれば、武装解除されたも同然である。
- (6) なによりもまず初めに労務を再開することが必要だという雇主の考えを、労働者は受け入れないであろう。州知事は、いま一度炭鉱主を招いてそのことを明らかにし、現在の利潤のもとで可能な賃銀引き上げを迫

(17) Paul Grebe, „Bismarcks Sturz und der Bergarbeiterstreik vom Mai 1889, Ein Beitrag aus den Akten des Staatsministeriums“, *Historische Zeitschrift*, Bd. 157 (1938), S. 91—92.

るようにすべきである。ここでは、政府は、一種の上級仲裁裁判所 (eine Art Oberschiedsgericht) を構成している。

- (7) 皇帝は、ルール地方の鉱夫代表および雇主代表の双方に謁見する。
- (8) 現在のところ、ヴェストファーレン州に駐屯している軍隊で足りている。事態がもっと重大になれば、当地に駐屯している軍団を集結させ、隣接の州から部隊を動員する。
- (9) 立法によって、鉱山に対する国家の指揮権 (Oberleitung) を獲得する。

皇帝の以上の見解は、ルール鉱夫のストライキの最中に、最高権力者が、禍の根源が外国資本の意のままになる株式会社制度にあるという誤まった認識のもとに、さらにまた鉄道と艦隊の運行の確保という軍事的要請の前に、ヘル・イム・ハウゼ的観点を放棄したことを意味していた。そして、皇帝の意向に沿って、5月14日にルール鉱夫代表3名と、翌15日にルール資本家代表との謁見がおこなわれることとなった。

皇帝の鉱夫代表謁見は、それ自体国家の調停的介入を示すものとしてきわめて重要であるが、いま一つ注目すべきことは、それを契機に、労資間の直接交渉がおこなわれたことである。すなわち、自由主義左派の「自由思想党」(Deutsche Freisinnige Partei)の代議士2名の斡旋のもとに、5月14日、謁見のためにベルリンに滞在していたルール鉱夫代表3名と「ルール鉱業協会」理事長ハママー (Vorsitzender, Friedrich Hammacher) との間で直接交渉がおこなわれたのである。交渉は翌15日に終り、合意事項が「ベルリン議定書」(Berliner Protokoll)として成文化された。それは、鉱夫の要求を大幅に取り入れたものであった。⁽¹⁸⁾しかし、「議定書」の意義は、その点

(18) O. Hue, *Die Bergarbeiter*, Bd. 2, S. 368—9. その内容は、以下の通りである。

- (1) 通常の一作業方8時間労働を越える労働をおこなわない。
- (2) 残業は、鉱山・鉱夫の保安にとって必要な場合に例外的におこなわれる。
- (3) 営業上の理由による残業は、経営側と従業員代表委員会との事前の了解にもとづいてのみおこなわれる。

にあるのではない。その意義は、第一に、それが労資間の直接交渉によって作成されたことにある。このことは、将来に労働組合が結成された時、団体交渉がおこなわれるであろうということを意味している。第二に、「議定書」がその第3項および第4項において、労資協議制を規定していることにある。

「第3項。営業上の理由により残業が必要となった場合、残業は、炭鉱経営指導部と従業員代表委員会 (ein Ausschuß von Vertrauensmännern der betreffenden Belegschaft) との間の事前の了解にもとづいてのみおこなわれうる。

第4項。この委員会は、毎年自由な選挙において、従業員、しかも25才以上の鉱夫によって自主的に選出される。」

結局、「ベルリン議定書」の意義は、それがヘル・イム・ハウゼの労資関係を全面的に否定したところにあった。

しかし、「議定書」に調印した「ルール鉱業協会」理事長ハマハーは、ルール炭鉱資本家の総意を代表していたのではなく、彼個人の判断にもとづいて行動していたのであった。皇帝の謁見のために「ルール鉱業協会」から4名の代表が派遣されていたが、ハマハーを徐く3名は、「議定書」の承認を直ちに拒否した。さらに、ルール炭鉱資本家たちは、一斉にハマハーを非難⁽¹⁹⁾した。

(4) 従業員代表委員会は、毎年、自由な選挙によって、25才以上の従業員によって選出される。

(5) 通常の8時間作業方は、入出坑時間を含んでいない。入出坑はそれぞれ30分を越えてはならない。入出坑は、鉱夫が坑内に8時間以上とどまらないようにおこなわれる。

(6) 炭価の上昇を考慮して賃銀を引き上げる。

(7) 鉱夫は、「ルール鉱業協会」が各炭鉱経営指導部に対して、離職証明書を悪用しないよう働きかけるであろうことを信頼する。

(8) 鉱夫は、火薬・石油・工具が炭鉱経営指導部から原価で渡されるよう希望する。

(9) 今回のストライキを理由とする不利益処分をおこなわない。

(10) ここに署名した鉱夫は、以上の要望が「ルール鉱業協会」理事会によって承認されるならば、労務の再開に全力を尽くす。

(19) Alex Bein, „Friedrich Hammacher“, *Rheinisch=Westfälische Wirtschaftsbiographien*, Bd. 2, 1937, Nachdruck 1974, S. 64—5. ハマハー (1824—

「ベルリン議定書」がルール炭鉱資本家の意に反して調印されたものであった以上、「ルール炭鉱協会」がそれをそのまま承認するはずがなかった。しかしまた、「協会」は、皇帝と広汎な世論とによって称賛された「議定書」を、全面的に拒否することもできなかった。「協会」がとりうる立場は限定されていた。すなわち、絶対に譲れない事項についてはそれを拒否するとともに、その他の事項については承認するという立場である。

5月18日、「ルール炭鉱協会」は、「議定書」に対する立場を明らかにした。18日の声明は、⁽²⁰⁾2点について「議定書」を否定していた。

第一に、労資協議制を否定した。18日の声明の第2項は、「ベルリン議定書」第3項および第4項を修正し、残業は、「炭鉱経営指導部と鉱夫との間の事前の了解にもとづいて」おこなわれるとされていた。ここには、「議定書」に記されていた従業員代表委員会（通常、労働者委員会と呼ばれる）が姿を消していた。声明の意味するところは、明白である。鉱夫が個別的に職員に呼び出され、残業を命じられた場合、残業を拒否することは事実上不可能である。解雇を覚悟しないかぎり、鉱夫は「事前の了解」を与えざるをえない。かくして、資本の命令は貫徹するであろう。

第二に、労働時間についての明確な規定を否定した。声明第1項は、8時間作業方は入出坑時間を含まないとした上で、「入坑および出坑は通例それぞれ30分を越えるべきではない」という曖昧な表現をしていた。事実その後、資本家は労働時間について何らの譲歩もしなかったのである。18日の声

1904) は、1858年の「ルール炭鉱協会」創立時からずっと理事長の要職にあったがこれを契機として、「協会」と対立するようになった。彼は、ストライキ終了後の1889年12月、「国民自由党」(Nationalliberale Partei) 代議士として帝国議会で演説をした。そのなかで彼は、「同権」(Gleichberechtigung) の立場に立って労働者と話し合う必要性を強調した。「ベルリン議定書」以来の彼と「協会」との緊張関係は、この演説によって終局を迎えた。翌1890年2月の理事長選挙において彼はついに理事長の職を解かれた。さらに、1891年9月、「協会」は彼を「協会」から追放した。その後、1902年になって、「協会」は彼に名誉会員の称号を与え、少なくとも表面的には和解の態度を示した (*Ibid.*, S. 65.)。

(20) O. Hue, *Die Bergarbeiter* Bd. 2, S. 370-1.

明は、以上の2点のぞいて、「ベルリン議定書」を承認した。

「ルール鉱業協会」の18日の声明にもかかわらず、そしてその後若干の曲折を経ながらも、ストライキは終局に向かい、5月末には完全に終了した⁽²¹⁾。

2. 1889年ストライキの直接的影響

a. 法的枠組の修正

α. 「1892年改正プロイセン鉱業法」

1889年の大ストライキは、従来の労資関係に大きな衝撃を与えた。ストライキは、労資関係の構成主体——国家・労働者・資本家——のそれぞれに、労働問題における新たな対応の必要性を痛感せしめた。

ここでは、まずはじめに法的枠組の修正から検討しよう。その場合、なによりもまず、プロイセン鉱業法に注目しなければならない。なぜならば「ルール炭鉱業における国家の社会政策の歴史は、主としてプロイセン鉱業法の歴史である⁽¹⁾」からである。

1889年ストライキの影響をうけて「1865年プロイセン鉱業法」が改正され、「1892年改正プロイセン鉱業法」が成立した。同法は、一連の労働者保護規定をもうけていたが、それらはルール炭鉱業にとってなんの意味ももたなかった。というのは、すでに旧稿で述べたように、ルール炭鉱業には、保護の中

(21) 1889年ストライキは、労働組合が存在していなかったということから容易に推察できるように、資金的裏付けがまったくなかった。それにもかかわらずストライキが数週間にわたっておこなわれたのは、次のような事情があったからである。ルール鉱夫のストライキは広汎な世論の支持をうけ、他産業の労働者のみならず、一般市民からも広く支援金が寄せられた。とはいえ、それだけで資金が足りるはずがない。ストライキ中の労働者の生活を支えたのは、主としてルール地方における賃銀支払方式にあった。鉱夫の賃銀は、働いた月の翌月に2回に分けて——たとえば8日と24日——支払われていた。したがって、ストライキ参加者は、ストライキの最中に4月分の賃銀を受け取っていた。それ故、経済的困窮は、ストライキ中にはなく、翌6月に彼らを襲ったのである。(K. Oldenberg, *op. cit.*, S. 103—4.)

(1) Hans Georg Kirchhoff, *Die staatliche Sozialpolitik im Ruhrbergbau 1871—1914*, Köln und Opladen 1958, S. 15.

心的対象たる婦人労働者・児童労働者がほとんどまったくいなかったからである。労資関係法としての「1892年改正プロイセン鉱業法」の意味は、次の3点にあった。(1)就業規則に関する規定、(2)炭車検査係に関する規定、(3)労働者委員会に関する規定、以上である。

(1) 就業規則に関する規定。「1892年改正プロイセン鉱業法」第80条 a 項は、すべての炭鉱が就業規則を制定すべきことを規定し、同条 b 項は、就業規則に含まれるべき事項を指示していた。これらは、就業規則の形式を整えることを意図していた。1889年ストライキについてのプロイセン政府の調査報告は、ルール地方において、13の炭鉱とそのほか若干の小さな炭鉱に就業規則のないことを指摘していた⁽²⁾。プロイセン政府は、そもそも就業規則を制定していない炭鉱があるということ、また、たとえ就業規則が存在していたとしても重要な事項が就業規則のなかにではなく、その付則にこっそりと規定されていることのなかに、改革の必要を認めたのである。⁽³⁾「1892年改正プロイセン鉱業法」は、就業規則の制定の義務化とその形式的整備とによって、労務管理の客観化を意図していたと言えよう。

(2) 炭車検査係に関する規定。「1892年改正プロイセン鉱業法」第80条 c 項は言う、「鉱山主は、それによって運搬の支障がおこらない限り、労働者が彼らの負担によって、彼らの中から、または常設の労働者委員会が存在する場合には委員会構成員の中から選出される者を通じて、かかる賃銀控徐（「ヌレン」を指す——引用者）の決定を監視することを許可する義務を負う」。これは、注目すべき規定である。その意義を理解するためには、イギリス炭鉱業の事例を思い起こさなければならない。すなわち、イギリスにおいては、労働

(2) *Denkschrift*, S. 10.

(3) „Allgemeine Begründung der Berggesetznovelle vom 24. Juni 1892“, Gerhard Adelman (Bearb.), *Quellensammlung zur Geschichte der sozialen Betriebsverfassung Ruhrindustrie unter besonderer Berücksichtigung des Industrie- und Handelskammerbezirks Essen*, Bd. 1, Bonn 1960, S. 308. (以下、*Quellensammlung* と略記)

者によって選出される炭量検査係 (checkweigher) の制度がすでに確立されており、それが労働組合運動と密接に関連していたのである。⁽⁴⁾ 炭量検査係についてのイギリス最初の立法は、1860年鉱山規制法 (Mines Regulation Act) であった。資本家側の抵抗にもかかわらず、1872年鉱山規正法さらに1884年鉱山規正法によって、炭量検査係の立場は強化された。そして炭量検査係は、事実上労働組合の専従活動家となり労働組合の強化に多大な貢献をなしたのである。こうしたイギリスの例を念頭におくならば、「1892年改正プロイセン鉱業法」第80条 c 項と労働組合との関連が検討されなければならない。

(3) 労働者委員会 (Arbeiterausschuß) に関する規定。「1892年改正プロイセン鉱業法」第80条 f 項は言う、「就業規則またはその追加規則の発布に先立って、その内容について意思表示する機会が、鉱山会社または当該事業所または当該部門の成人労働者に与えられなければならない。常設の労働者委員会の存在している鉱山会社においては、右の規定は、労働者委員会の意見の聴取によって満たされるものとする」。この規定のみからでは、従業員代表 = 労働者委員会に対する国家の態度は、必ずしも明確にならない。しかし、1889年ストライキを契機に、国家は、「労資間の平和の涵養 (Pflege des Friedens zwischen Arbeitgebern und Arbeitnehmern) をはかるものとして労働者委員会に大きな期待をかけており、右の条項は、労働者委員会を積極的に広めていこうとする意志を表明していたのである。⁽⁵⁾ とはいえ、右の条項

(4) イギリスの炭量検査係制度については、ウェップ夫妻『労働組合運動の歴史』飯田鼎・高橋洸訳、上巻 (日本労働協会、1973年)、344—6頁。同『産業民主制論』高野岩三郎監訳 (法政大学出版局、1969年) 370—2頁。G. D. H. Cole, *Workshop Organization*, London etc. 1923, pp. 107—8.

なお、坑口において係員の石炭検査を監視する役割を受けもつ労働者代表について、イギリスの場合にはそれを炭量検査係、ドイツの場合には炭車検査係と訳したのは、請負賃銀が、イギリスの場合には石炭の重量をもとに、ドイツの場合には炭車数をもとに支払われていたことによる。

(5) この点については、さしあたり、Heinrich Koch, *Arbeiterausschüsse*, M. Gladbach 1907, S. 13—18. を参照。なお、「労資間の平和の涵養」という言葉は、皇帝ヴィルヘルム II 世の社会政策綱領として有名な1890年の「2月勅令」において使われている。「2月勅令」全文は、K. Görres (Hrsg.), *Handbuch der*

は、労働者委員会の設置を資本家に強制しようとしたものではない。「1892年改正プロイセン鉱業法」の作成に主導的な役割をはたしたプロイセン商工相ベルレプシュは、その点について、次のような考えをいっていた。

「労働者委員会の設置は、強制的であってはならない。それは、自己の経営内の労働者と恒常的な接触を保つために、その意見表明機関をつくらうとする炭鉱経営指導部によって、自発的におこなわれなければならない。なぜならば、信頼という強制することのできない行為ことが重要だからである。労働者委員会が、経営指導部の意に反して存続し活動するならば、それは、たんに生命のない機関になるだけでなく、期待したものと正反対のものになるであろう⁽⁶⁾」。

したがって、第80条 f 項は、ルール炭鉱資本家が自発的にヘル・イム・ハウゼ的観点を大きく修正するという条件のもとでのみ、有効に機能するであろう。なぜならば、資本家が労働者委員会という経営内労資協議制を承認するということは、経営内における資本の専制というヘル・イム・ハウゼ的観点の一つの重要な柱を放棄することを意味しているからである。

β. 鉱業裁判所の設立

1889年ストライキは、「1892年改正プロイセン鉱業法」とともに、いま一つの重要な法的枠組の改革をもたらした。それは、ドルトムント 鉱業裁判所 (Berggewerbegericht Dortmund) の設立である。

1889年ストライキ後、1890年に工業裁判所法 (Reichsgesetz vom 29. Juli 1890 betreffend die Gewerbegerichte) が公布され、労資間紛争に関する特別裁判所が設立されることになった⁽⁷⁾。しかし、同法第77条は、鉱山業については各邦の政令が別途に規定しようとしていた。それにもとづいて、鉱業裁

gesamten Arbeitergesetzgebung des Deutschen Reiches, Freiburg 1893, S. 571—2.

(6) „Denkschrift des Oberpräsident der Rheinprovinz, Frhrn. v. Berlepsch, an die preußischen Minister des Innern u. für Handel (Entwurf)“, Peter Rassow und Karl Erich Born (Hrsg.), *Akten zur staatlichen Sozialpolitik in Deutschland 1890—1914*, Wiesbaden 1959, S. 36.

(7) 1890年工業裁判所法および同1901年改正法の邦訳は、内務省社会局『産業争議の調停及仲裁制度』(発行年不明) 143—182頁。

判所に関するプロイセン政令が1893年に出され、1894年1月1日をもってプロイセンに鉱業裁判所が設立されることになった。そして、ドルトムント鉱業裁判所がルール炭鉱業の管轄にあつた。⁽⁸⁾

ドルトムント鉱業裁判所の構成は、次の通りである。裁判所長は、ドルトムント上級鉱山監督局長（Berghauptmann）が務める。裁判所の実質的活動は、各鉱山地区（Bergrevier）ごとに設けられた裁判所支部（Kammer）に委ねられる。

裁判所支部長は、上級鉱山監督局の直屬官吏である鉱山地区官吏（Bergrevierbeamte）が務める。裁判所支部は陪審員制をとっており、陪審員の半数は雇主によって、残り半数は労働者によって選出される。

鉱業裁判所の任務は、以下の三つである。

第一の任務は、文字通り裁判所としての活動であり、提訴がなされた場合、労資間紛争に対して判決を下すのである。鉱業裁判所設立以前の裁判について述べておこならば、まず、1860年「自由移住法」第6条は、鉱山宣誓官吏がルール炭鉱業の労資間紛争を裁決することになっていた。そして、判決に不満のある時は、普通裁判所に提訴しうるものとされていた。「1866年プロイセン鉱業法」は、この条項を廃止し、労資間紛争の審議を初めから普通裁判所に委ねた。したがって、鉱業裁判所は、ある意味で、1860年「自由移住法」への回帰であった。しかし、裁判所としての鉱業裁判所は、労資関係に対して、それほど大きな意義を有していなかったと思われる。たしかに、一般的に言って、鉱業裁判所のような特別な労働裁判所は、裁判の迅速性、便利性、経済性などの点において、普通裁判所による労資間紛争の裁決よりも優れているであろうが、それらは、いわば技術的利点とも言うべきものであろう。

(8) 鉱業裁判所に関するプロイセン政令は、1902年に部分的に改正された。改正された政令にもとづくドルトムント鉱業裁判所法の邦訳は、農商務省鉱山局『鉱山労働者ニ関スル外国法規』（生産調査会、1912年）独逸編、121—148頁。

第二の任務は、争議調停所（Einigungsamt）としての活動である。鉱業裁判所が労資関係に対して有した中心的意義は、この点にあったと考えられる。なぜならば、ルール炭鉱業の労資関係史上、ここに初めて争議調停機関が設立されたからである。鉱業裁判所は、労資双方の同意があった場合、争議調停機関として争議に関与しうるのである。

第三の任務は、政府をはじめ関係官庁に対して、意見の上申・建白書の提出をおこなうことである。この任務は、労資関係にとって、とりたてて言うほどの意味はない。

さて、1889年ストライキを契機とした法的枠組の改革の意図は、次のように要約されうであろう。すなわち、労働力の個別的売買を前提しつつも、個別経営レベルにおいて労資協議制が実現される。労資間の係争が労資協議制によって円滑に処理されなかった場合、鉱業裁判所が争議の調停にあたる、というものであった。こうした国家の意図が実現するか否かは、労働者委員会の設置が任意的であったこと、また、鉱業裁判所は労資双方の同意があった時にのみ調停活動をなしうるとされていたことから、もっぱら労資の出方にかかっていた。

b. 労働組合の結成

α. 「旧組合」と「キリスト教鉱夫組合」

労働者にとって、1889年ストライキの直接的遺産は、労働組合の結成であった。ストライキが終了してまもない8月18日、ドルストフェルトにおいてルール鉱夫の集会が開かれ、通常「旧組合」と呼ばれる労働組合を結成した。⁽⁹⁾「旧組合」は、その規約⁽¹⁰⁾において、「宗教および政治はいかなる点にお

(9) 「旧組合」は、当初、正式名称を「ラインラント・ヴェストファーレンにおける鉱夫の利益を守り推進する組合」(Verband zur Wahrung und Förderung der bergmännischen Interessen in Rheinland und Westfalen)と名乗り、ルール地方の鉱夫組合であることを明確にしていた。しかし、翌1890年9月にハレで開かれた全国鉱夫代表大会が、全国組合として「ドイツ鉱夫組合」(Verband deutscher Bergleute)を結成したのにもない、ルール地方をはじめ地方的鉱夫組合は解散

いても完全に排除される」ことを明記していた。とは言え、「旧組合」の指導者たちは、「ドイツ社会民主党」の同調者であった。

保守的なキリスト教聖職者たちは、「旧組合」＝「社会民主党」と見なした。彼らは、「旧組合」の対抗組織の必要性を痛感し、キリスト教鉱夫をして独自の組合を結成させるべく指導した。その結果、1894年10月、「キリスト教鉱夫組合」が結成された⁽¹¹⁾。鉱夫組合運動は、イデオロギー上の理由から分裂したのである。その規約は、次のようなきわめて特色のあるものであった。「組合は、皇帝とドイツ国 (Reich) とに忠実である」(第3条)。「組合員は、組合に加入していることによって、社会民主主義の原理と志向とに反対する者であることを表明している」(第8条)。組合の目的は、「キリスト教と法律とを基礎にした、鉱夫の道徳的社会的状態の向上、ならびに労資間の平和的協調の準備および維持 (Anbahnung und Erhaltung einer friedlichen Übereinkunft zwischen Arbeitgebern und Arbeitnehmern)」(第2条)である。こうした規約の基礎となった思想は、資本家は、経済的利害をめぐる紛争において、階級闘争の立場に立たない労働者の正当な要求に応じるであろう、という「キリスト教社会主義」(christlicher Sozialismus)で

し(ただし、ザクセンの鉱夫組合は解散しなかった)、それらの組合員は、中央集権の全国組合である「ドイツ鉱夫組合」に加入した。それ以後、この「ドイツ鉱夫組合」が「旧組合」と呼ばれた。本稿では、一貫して「旧組合」の名称を用いる。

- (10) 「旧組合」がルール地方において結成された時の規約全文は、Heinrich Imbusch, *Arbeitsverhältnis und Arbeiterorganisationen im deutschen Bergbau. Eine geschichtliche Darstellung*, Essen 1908, S. 692—5. また、全国組合として「ドイツ鉱夫組合」が結成された時の規約全文は、*Ibid.*, S. 698—700.
- (11) 「旧組合」と同じく、「キリスト教鉱夫組合」も、当初、ルール地方の組合であることを明確にしており、正式名称を「ドルトムント上級鉱山監督局区内キリスト教鉱夫組合」(Gewerkverein christlicher Bergarbeiter für den Oberbergamtsbezirk Dortmund)と名乗っていた。しかしその後、次第にルール地方以外の鉱夫も加入するようになったため、1897年、「ドイツ・キリスト教鉱夫組合」(Gewerkverein christlicher Bergarbeiter Deutschland)と改称した。本稿では、一貫して「キリスト教鉱夫組合」の名称を用いる。
- (12) 「キリスト教鉱夫組合」結成時の規約全文は、H. Imbusch, *Arbeitsverhältnis*, S. 716—9.

⁽¹³⁾ あった。規約はさらに、組合に対する聖職者の影響力を確保するため、「名誉組合員」制度を設けていた。「中央幹事会（Zentralvorstand）は、鉱夫でない者も含めて、組合費を納入しかつ組合のために功績ある者を、名誉組合員（Ehrenmitglieder）に任命することができる。名誉組合員は、あらゆる集会に参加でき、審議権を有す」（第7条）。同様の理由から、規約は、「名誉評議会」（Ehrenrat）を設けていた。その任務は、「組合のすべての事務を監視し、幹事会委員に対する告発を処理」することにあり、9人の委員のうち4人は、キリスト教両派（カトリック派・福音派）を代表する名誉組合員から選ばれる（第24条）。

「キリスト教鉱夫組合」は、カトリック派と福音派双方のキリスト教鉱夫を組織しようとした。もとより、両派の聖職者は互いに敵対心をいだいていたが、社会民主主義に対する憎悪において、また、「旧組合」に対抗するためには両派の協力が必要であるという認識において一致したため、両派合同の組合が結成されたのである。⁽¹⁴⁾しかし、福音派と協働するという地元のカトリック神父の考えは、カトリック労働者のみからなる労働者団体を育成しようとしていたローマ教会上層部から支持されなかった。そのため、「キリスト教鉱夫組合」は、ローマ教会上層部の意向にもとづいたカトリック労働者諸団体（いわゆるベルリン派）との論争に、かなりの力をさかなければならなかった。また他方、大部分の福音派労働者諸団体は、「キリスト教鉱夫組合」に無関心または拒否的な態度を示した。結局、「キリスト教鉱夫組合」は、カトリック鉱夫に中心的地盤をもつことになり、また、そうしたものとして、カトリック政党たる「中央党」（Zentrum）と密接に結びついたのである。⁽¹⁵⁾

(13) Otto Müller, *Die christliche Gewerkschaftsbewegung Deutschlands mit besonderer Berücksichtigung der Bergarbeiter- und Textilarbeiter-Organisationen*, Karlsruhe 1905, S. 44.

(14) Augst Erdmann, *Die christliche Arbeiterbewegung in Deutschland*, Stuttgart 1908, S. 418--9.

(15) *Ibid.*, S. 425.; M. J. Koch, *op. cit.*, S. 62--4., 129--134.

β. 「ポーランド人職業組合」

「旧組合」, 「キリスト教鉱夫組合」に次いで「ポーランド人職業組合」(正式名称は *Zjednoczenie Zawodowe Polskie*, ドイツ語では, *Polnische Berufsvereinigung*) が結成されたのは, 1902年11月であった。「ポーランド人職業組合」の成立を理解するためには, ルール炭鉱業の労働市場の特質について触れなければならない。

「監督原則」が廃棄された1860年以後, ドイツ工業の発展を背景に, ルール炭鉱業は急成長をとげた。それにとまなう歴大な労働力需要は, ルール地方およびその周辺だけからでなく, 70年代以後, 遠く離れたドイツ東部からも労働力を呼び寄せた。ドイツ東部出身者は, 絶対数においてはもちろんのこと, 相対数においても増大し, 第一次大戦直前に, ルール鉱夫のほぼ1/3を占めるに至った(第3表参照)。東部出身者は, ルール地方に一様に分布していたのではなく, 大炭鉱の多いルール地方北部に集中していた(第4表参照)。そのみならず, 東部出身者は, 特定の炭鉱に集中する傾向があった⁽¹⁶⁾。そして, ドイツ東部出身者の約半数が, ポーランド人であった⁽¹⁷⁾。

ルール鉱夫の出身地(第3表)

出身地	1894年		1902年		1913年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
東部諸県	39,385	24.91%	77,675	31.36%	138,972	34.00%
外国人	4,293	2.72%	14,342	5.79%	34,121	8.34%
ヴェストファーレン・ ラインラント	114,430	72.30%	152,690	62.85%	236,623	57.66%

出典. G. Vowinckel, *Das Oberbergamt zu Dortmund und der Westfälisch-Niederrheinische Bergbau 1792 bis 1942*, o. O. o. J., S. 90.

(16) このことは, ポーランド人の移動の仕方と関連があった。彼らは, ドイツ東部からルール地方に移動する時, すでに知人や親類が住んでいる場所に移動することを好んでいたのである。(Stanislaus Wachowiak, *Die Polen in Rheinland-Westfalen*, Inaug. Diss., Leipzig 1916, S. 41.)

(17) Heinrich Münz *Die Lage der Bergarbeiter im Ruhrrevier*, Essen 1909,

各鉱山管区における東部諸県出身者の割合（第4表）

南北	鉱山管区	1893年	1905年	1910年	1913年
N	Gelsenkirchen	45.69%	50.18%	54.56%	50.01%
N	Herne	37.27	39.38	52.65	48.80
N	Essen-West	31.80	43.52	42.80	41.13
N	Recklinghausen-West	44.92	43.76	43.27	41.09
N	Wattenscheid	36.15	43.71	44.75	40.98
N	Recklinghausen-Ost	36.95	41.94	44.66	40.83
N	Essen-Ost	31.18	40.64	43.27	39.88
N	Dortmund III	21.26	35.63	37.90	34.89
N	Oberhausen	11.18	28.01	33.28	32.10
N	Bochum-Nord	21.76	34.27	37.77	30.87
N	Duisburg	—	—	32.47	30.69
N	Dortmund II	18.87	27.95	30.38	30.32
S	Bochum-Süd	23.05	31.17	31.15	26.58
S	Essen-Süd	13.76	20.71	22.51	22.84
N	Hamm	0.36	10.68	23.35	21.13
S	Witten	14.42	19.84	20.91	20.40
S	Werden	8.84	7.97	6.92	15.83
S	Dortmund I	8.99	12.84	14.59	15.61
S	Hattingen	8.95	13.23	14.53	15.06

註 1. N は北部を, S は南部を指している。

註 2. Duisburg は1906年まで Oberhausen に編入されていた。

出典. S. Wachowiak, *Die Polen in Rheinland-Westfalen*, S. 29.

S. 17. ルール地方のポーランド人と言う場合、通常、ドイツ人著作家はマズール人を含めていず、ポーランド人著作家はマズール人を含めている。たしかに、ポーランド人とマズール人とは、人種のおよび言語的には同じカテゴリーに入っていた。しかし、宗教的には、ポーランド人がほとんどカトリックであるのに対し、マズール人はほとんどプロテスタントであった。さらに、政治的文化的にも、マズール人は、ポーランド人と異なって、プロイセンに同化されており、ポーランド国への愛着をもっていなかった。したがって、本稿は、ポーランド人とマズール人とを分離している。(Vgl. Hans-Ulrich Wehler, „Die Polen im Ruhrgebiet bis 1918“, H.-U. Wehler (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, Köln und Berlin, 3. Aufl., 1970, S. 441. また、藤田幸一郎「東ドイツ農村労働者の国内移動」『社会経済史学』第39巻第1号(1973年4月)57-9頁をも参照)

ポーランド人の組織化は、客観的には、ドイツ人と比べて、より困難であった。第一に、ポーランド人鉱夫の出稼の性格である。マズール人は、炭鉱集団住宅に居住を許されるか、または住みやすい家を見つければ、容易にルール地方に定着した。⁽¹⁸⁾ それに対し、ポーランド人鉱夫の多くは、数ヶ年ルール炭鉱で働き、故郷での負債を返済したり新たに土地を購入したりした後、⁽¹⁹⁾ 帰郷した。こうした鉱夫の儉約ぶりは非常なものであり、ある郵便職員は、ルール鉱夫の労働事情を調査した研究者に対し、「かなりの数の労働者は、賃銀支払日に、たいてい賃銀の $\frac{2}{3}$ を故郷の両親や家族のもとに送金している」と語ったほどである。⁽²⁰⁾ もちろん、こうした出稼と並行して、ポーランド人鉱夫のルール地方への定着も進行したが、その傾向が決定的となったのは、ドイツ東部におけるポーランド人の土地取得をきわめて困難にした1904年植民法 (Ansiedlungsgesetz) 以後であった。⁽²¹⁾

第二に、炭鉱資本による労務管理が指摘されねばならない。炭鉱資本は、労働組合の影響を断ち切るために、ポーランド人鉱夫を集団社宅に入れ、嚴重に監視した。そして、「旧組合」と「キリスト教鉱夫組合」とを問わず、労働組合が社宅に機関紙を配ろうとすれば、住居侵入罪 (Hausfriedensbruch) で告訴した。⁽²²⁾ もともとドイツ人鉱夫は、「低い文化水準」に由来するポーランド人鉱夫の「低劣な、のみならず陰險な奴隸根性」(niedriger, ja heimtückischer Knechtsinn) に対する嫌悪感から、ポーランド人鉱夫との交際を避けてい

(18) Eberhard Franke, *Das Ruhrgebiet und Ostpreußen. Geschichte, Umfang und Bedeutung der Ostpreußeneinwanderung*, Essen 1936, S. 102.

(19) M. J. Koch, *op. cit.*, S. 23. ; Vgl. auch Wilhelm Brepohl, *Der Aufbau des Ruhrvolkes im Zuge der Ost-West-Wanderung. Beiträge zur deutschen Sozialgeschichte des 19. und 20. Jahrhundert*, Recklinghausen 1948, S. 140—1.

(20) Lorenz Pieper, *Die Lage der Bergarbeiter im Ruhrrevier*, Stuttgart und Berlin 1903, S. 246—7.

(21) J. Viktor Bredt, *Die Polenfrage im Ruhrgebiet. Eine wirtschaftspolitische Studie*, Leipzig 1909, S. 77.

(22) „Die Herne Krawalle und ihre wahren Ursachen“, *Bergarbeiterzeitung vom 8. Juli 1899*.

⁽²³⁾ た。ポーランド人鉱夫に対するドイツ人鉱夫のこうした民族的偏見は、右のような労務管理方式によって温存・助長されたであろう。

ポーランド人の組織化は、上述のように、客観的にはより困難であった。それにもかかわらず、ポーランド人の「キリスト教鉱夫組合」への組織率は、ドイツ人に比して、低くはなかった。1890年代末において、「キリスト教鉱夫組合」2万人のうち、5千ないし6千人がポーランド人であった。⁽²⁴⁾ だが、「旧組合」は、ポーランド人をほとんど組織していなかった。1899年6月、ヘルネ地区において、クナップシャフト掛金の値上げを直接的契機として、「ヘルネの暴動」(Herner Krawalle)と呼ばれるポーランド人暴動がおきたが、その直後、「旧組合」は次のように告白した。「われわれは、ポーランド人の間にほとんどまったく入りこんでいない。ことにヘルネ地区ではそうである」、と。⁽²⁵⁾ こうした事態は、ポーランド人鉱夫の主体的条件から説明されうる。ポーランド人は、マズール人と異なって、民族的自覚にささえられた自立的政治意識を有しており、教会委員(Kirchenvorstand)や地方自治体、さらには帝国議会の選挙にポーランド人の独自候補を立てた。⁽²⁶⁾ また彼らは、1872年のエッセン地区ストライキにも、1889年ストライキにも積極的

「旧組合」の機関紙(週刊)のタイトルは、いく度か変更された。しかし、簡略化のため、本稿では一貫して *Bergarbeiterzeitung* の名称を用いる。なお、発行時期ごとの正式名称は、次の通りである。

1889年—1890年2月	<i>Deutsche Bergarbeiterzeitung</i>
1890年2月—1892年7月	<i>Zeitung deutscher Bergleute</i>
1892年8月—1901年5月	<i>Deutsche Berg-und Hüttenarbeiterzeitung</i>
1901年6月—1905年12月	<i>Deutsche Bergarbeiterzeitung</i>
1906年1月—1929年	<i>Bergarbeiterzeitung</i>

(23) „Zum Bergarbeiterausstand in Herne und Umgegend (II)“, *Der Bergknappe vom 15. Juli 1899*. 「キリスト教鉱夫組合」の機関紙(はじめ月刊、のち週刊)のタイトルは、「旧組合」と異なって、発刊から終刊まで一貫して *Der Bergknappe* であった。

(24) H. Brauns, „Die Arbeiterfrage im Ruhrrevier“, *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 29 (1909), S. 935.

(25) „Die Herner Krawalle und ihre wahren Ursachen“, *Bergarbeiterzeitung vom 8. Juli 1899*.

(26) H. Brauns, *op. cit.*, S. 932.; L. Pieper, *Die Lage der Bergarbeiter*, S. 243.

に参加した。⁽²⁷⁾ ポーランド人が、組織化の客観的困難性にもかかわらず、「キリスト教鉱夫組合」において $\frac{1}{4}$ 強の割合を占めることができたのは、この自立的政治意識によるものと考えられる。しかしまた、ポーランド人はほとんどすべてカトリック教徒であり、高い民族意識や経済闘争にける積極性にもかかわらず、社会民主主義に近づかなかった。「旧組合」がポーランド人を組織できなかったのは、この点にかかわっている。

ポーランド人が「旧組合」や「キリスト教鉱夫組合」とは別の独自組合の結成に向った直接的契機は、1898年のクナップシャフト長老選挙および翌1899年のドルトムント上級鉱山監督局鉱山警察条例にあった。まず、1898年のクナップシャフト長老選挙に際して、「キリスト教鉱夫組合」内のポーランド人は、組合指導部に対して、ポーランド人候補者をも立てるよう要請した。しかし組合指導部は、それを拒否した。次いで、翌1899年、鉱山警察条例は、ドイツ語の読み書きができる者のみが鉱夫になりうると規定した。この規定は、鉱山保安規定をポーランド語で記すことを拒否する資本家の態度とともに、ポーランド人鉱夫に被差別感をいだかせ、民族的感情を刺激した。そして、「旧組合」と「キリスト教鉱夫組合」とが、保安の見地から、鉱山警察条例を支持した時、ポーランド人の独自組合結成への動きは決定的となった。かくして1902年、「ポーランド人職業組合」が結成され、⁽²⁸⁾ 鉱夫組合運動は、ここに民族的に分裂したのである。

「ポーランド人職業組合」は、きわめて特徴のある組織形態をとっていた。すなわち、「ポーランド人職業組合」は、たしかにルール地方のポーランド人鉱夫を中核としていたが、その組織範囲は、ルール地方のポーランド

(27) Vgl. „Geschichte einer polnischen Kolonie in der Fremde. Jubiläumsschrift des St. Barbara-Vereins in Bottrop (1911)“ (Auszug) in: *Quellensammlung*, Bd. 2, Bonn 1965, S. 92—3.

(28) Christoph Kleßmann, „Klassensolidarität und nationales Bewusstsein. Das Verhältnis zwischen der Polnischen Berufsvereinigung (ZZP) und den deutschen Begarbeiter-Gewerkschaften im Ruhrgebiet 1902—1923“, *Internationale wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeit*.

鉱夫組合組合員数 (第5表)

年	「旧組合」(1)		「キリスト教鉱夫組合」(2)		「ポーランド人職業組合」(2)		ヒルシュフェルド・ドゥンカー 鉱夫組合(1) (全国)
	全 国	ルール地方	全 国	ルール地方	全国・鉱夫	ルール鉱夫	
1890	58000						
91	46300						
92	37700						
93	11174						
94	5806	5158					
95	6144	4153	5500				
96	7420	3938	8055				182
97	21020	12149	21000				210
98	27800	17974	19000				257
99	33170	18606	22000				301
1900	36410	12945	28000				610
01	38042	23044	33958				619
02	48278	32832	40208	31658			576
03	69028	48132	42000			4616	546
04	80072	56153	44350			(11500)	597
05	105060	78862	66630			(25000)	2189
06	110247	78879	75153		(40962)	(35863)	2509
07	111476	77713	76866		(47962)	(39256)	2113
08	112513	80143	74814		(48000)	(40842)	2064
09	120280	76869	81731		22243	17772	2405
10	123437	78418	82855	32616	38387	26309	3613
11	120136	75025	84321		46995	30164	3945
12	114062	69648	77967	40000	50903	30334	3325
13	101986	62487	63129		50047	28936	?

註 「ポーランド人職業組合」は一般組合として発足しており、そのなかに鉱夫部会を設けたのは1909年である。したがって、それ以前の組合員数(1903年を除く)は鉱夫以外のポーランド人労働者を含んでいる。その数字はカッコの中に入れて示した。

出典, (1) Johann Fritsch, *Eindringen und Ausbreitung des Revisionismus im deutschen Bergarbeiterverband (bis 1914)*, Leipzig 1967, S. 109 und 111.

(2) *Ibid.*, S. 109. ; C. Kleßmann, „Klassensolidarität und nationales Bewusstsein“, S. 154.

erbewegung, Jg. 10. Heft 2. (Juni 1974), S. 159.

人労働者すべてであり、まったくの一般組合であった。⁽²⁹⁾1902年の結成後、ポーランド人のルール地方定着を背景とした組合員数の増大や、他地方のポーランド人労働組合の吸収合併によって、数的にも地域的にも発展した結果、1909年、組合内に三つの部会（鉱夫、手工業者、製錬所・工場労働者）を、さらに1911年、新たに二つの部会（建設労働者、給仕）を設けた。⁽³⁰⁾

「旧組合」「キリスト教鉱夫組合」「ポーランド人職業組合」のほかに、「ヒルシュ・ダウンカー鉱夫組合」(Gewerkverein der Bergarbeiter (Hirsch = Duncker))が存在していたが、数的な弱小さのため、独自の意味はなかった。各組合の発展を示すため、組合員数を示す第5表を掲げておこう。

c. 資本家

α. 「ストライキ保険連盟」の結成

1889ストライキは、ルール炭鉱資本家にとって、大きな衝撃であった。そして「ルール鉱業協会」は、「ストライキ保険連盟」の結成と「共通就業規則」とによって、ストライキ後の労働問題に対処しようとした。

「ルール鉱業協会」理事会は、1889年11月、「ストライキ保険連盟」(Ausstand-Versicherungs-Verband)の結成を提案した。この提案は大多数の資本家によって支持され、翌90年2月、ルール地方の採炭高の93.9パーセントを占める100炭鉱の参加をもって活動を開始した。⁽³¹⁾

「ストライキ保険連盟」は、次のような仕組みで運営された。加盟炭鉱は、

(29) 大野英二『ドイツ資本主義論』(未来社、1965年)は、„Polnische Berufsvereinerreinigung“を「ポーランド人職業別組合」と訳しているが、まったくの一般組合を「職業別組合」と呼ぶことは不適當である。「ポーランド人職業組合」と訳すべきである。

(30) S. Wachowiak, *op. cit.*, S. 78.

(31) Ernst Jüngst, *Festschrift zur Feier des fünfzigjährigen Bestehens des Vereins für die bergbaulichen Interessen im Oberbergamtsbezirk Dortmund in Essen 1858—1908*, Essen 1908, S. 151.

定められた保険料を支払う。そして、(1)炭鉱従業員の $\frac{1}{3}$ 以上がストライキに入り、(2)ストライキの規模が加盟炭鉱総数の3割以下にとどまり、(3)「保険連盟」が、労働者の要求を拒否する当該炭鉱の態度を正当だと認知した時、当該炭鉱は、出炭高が1トン減少するごとに1.6マルクの補償をうける。当該炭鉱がストライキに譲歩した場合、補償はうけられない。⁽³²⁾

「ストライキ保険連盟」設立の意図は、明白である。それは、ストライキの粉砕である。ストライキ保険の考えそれ自体は、すでに1872年にベルリン建設業の資本家のあいだに見られた。しかし、それは実現されなかった。近代的保険原理にもとづくストライキ保険は、ルール炭鉱業の「ストライキ保険連盟」をもって嚆矢となす。⁽³³⁾ 1889年ストライキの画期性に照応して、ルール炭鉱資本家は、資本家としての先進性を示したと言えよう。

なおここで、ドイツにおける独占形成のメルクマールとして有名な「ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケート」（1893年結成）の労資関係における意義について付言しておこう。「シンジケート」そのものは販売カルテルであり、労働問題と直接的な関連はない。しかし、「シンジケート」と消費者との契約は、ストライキの場合「シンジケート」の納入義務は免れられるという条項を含んでいた。炭鉱と消費者とのこうした契約は、1889年ストライキ後に広くおこなわれるようになっていた。「シンジケート」は、それを一般的に承認させる役割をはたした。⁽³⁴⁾ こうした条項は、ストライキの場合における資本家の立場を強化するものであった。すなわち、ストライキ粉砕という目的にとって、「ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケート」は「ストライキ保険連盟」を補完するものであった。

(32) H. G. Kirchhoff, *op. cit.*, S. 116.

(33) Georg Hermann, *Die Streikversicherung in Deutschland und Frankreich*, M. Gladbach 1910, S. 11—2.

(34) Wilhelm Goetzke, *Das rheinisch-westfälische Kohlensyndikat und seine wirtschaftliche Bedeutung*, Essen 1905, S. 134.

β. 「共通就業規則」の制定

「ルール鋳業協会」理事会は、1890年4月5日、「共通就業規則」(Normal-Arbeitsordnung)の制定を決定した。「協会」の公式発表によれば、その目的は、次の三つであった。第一に、個別炭鋳ごとに異なった多くの就業規則を廃止し、統一的就業規則に置きかえ、もってルール鋳夫を同一の権利のもとに置く、第二に、1850年代から60年代に制定された就業規則の硬直したり古くなったりした条項を廃止する、第三に、「1891年改正帝国営業法」の就業規則に関する規定に適応させる、以上である。⁽³⁵⁾「共通就業規則」は、「1892年改正プロイセン鋳業法」の就業規則に関する規定にもとづいて改訂されたのち、⁽³⁶⁾多くの炭鋳に導入された。

たしかに、すでに1860年、「ルール鋳業協会」は就業規則の模範草案(Musterentwurf)を作成し発表したことがあった。⁽³⁷⁾しかしそれは、1890年の「共通就業規則」とその意義を基本的に異にしている。1860年の模範草案は、「監督原則」から解放されて初めて就業規則制定権を手に入れた資本家に対する、いわば見本にすぎなかった。それ故に、その後のルール炭鋳には多くの異なった就業規則が存在し、さらには、就業規則のない炭鋳さえあったのである。それは、当然のことであった。なぜならば、ヘル・イム・ハウゼ的労資関係のもとで、個別資本家が就業規則を自由に改廃する権利を有していたからである。

「共通就業規則」は、賃銀を除く労働条件を統一的に規定しようとするも

(35) *Die Entwicklung des Niederrheinisch-Westfälischen Steinkohlen-Bergbaues in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Herausgegeben vom Verein für die bergbaulichen Interessen im Oberbergamtsbezirk Dortmund in Gemeinschaft mit der Westfälischen Berggewerkschaftskasse und dem Rheinisch-Westfälischen Kohlensyndikat, Bd. 12, Berlin 1904, S. 50. (以下、*Entwicklung* と略記して引用)

(36) この改訂された「共通就業規則」は、L. Pieper, *Die Lage der Bergarbeiter*. に掲載されている。

(37) *Entwicklung*, Bd. 12, S. 49.

のであり、その限りにおいて、炭鉱間の労働条件の相違に起因する紛争を除去する目的を有していた。⁽³⁸⁾ また、それは、労働者に対する資本家の団結を示すものでもあった。しかし同時に、それは、ヘル・イム・ハウゼ的観点の微妙な修正をも意味していた。もともと、ヘル・イム・ハウゼの観点によれば、個別資本家が労働に対する専制権を有すはずであった。しかるに、いまや、就業規則を制定するのは、個別資本家ではなく資本家団体なのである。その点において、1889年ストライキの衝撃のもとに、ヘル・イム・ハウゼ的観点は、微妙に修正されねばならなかったのである。

以上において、1889年ストライキが国家・労働者・資本家に与えた直接的影響の内容が確定された。次に、それらをふまえた上で、1889年ストライキ後の労資関係を検討しよう。（未完）

(38) Vgl. Gerhard Kessler, *Die deutschen Arbeitgeber=Verbände*, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 124, Leipzig 1907, S. 183. ただし, G. Kessler は、誤まって、ルール炭鉱業における「共通就業規則」制定を、1905年と記している。